



ふるさを返せ！津島原発訴訟の第13回・第14回・第15回口頭弁論期日や裁判集会について、弁護団よりご報告いたします。



第13回口頭弁論期日の報告

弁護士 山本 紘太郎

初めましての方も多いと思います。横浜で弁護士をしている山本紘太郎と申します。先日の第13回口頭弁論期日から弁護団に参加致しました。宜しくお願い致します。

さて、平成30年5月25日の第13回口頭弁論期日のご報告です。今回は、原告末永一郎さんと原告窪田美智代さんの意見陳述、嶋田久夫弁護士と澤藤大河弁護士による準備書面の弁論がありました。

原告末永さんは、生業としていた石材業や故郷の津島を奪われた悔しさなどについて、

原告窪田さんは、ふるさを奪われ、理不尽な避難生活を強いられた苦しみなどについて、それぞれ具体的なエピソードを交えて意見陳述をしました。裁判官も真剣に耳を傾けており、思いは伝わったのではないのでしょうか。

今回の弁論は、被告国第13準備書面に対する原告第42・43準備書面の内容です。嶋田弁護士は予見可能性に関する重要な資料である「長期評価」が信用できることについて、澤藤弁護士は結果回避可能性に関する被告

国の主張方法の問題点の整理についてそれぞれ弁論をしました。ポイントを絞った分かり易い弁論だったと思います。

法廷での期日後、前回と同様、進行協議期日が行われました。2時間ほどをかけて次回期日の準備等様々な意見交換がなされましたが、特にご報告すべき点は次の2点です。

一つは、裁判官が津島地区に足を踏み入れる日程などが概ね決まりました。気象状況や日照時間を考慮し、9月下旬に2日間をかけて津島の8行政区を巡ることになります。見分の結果は、当日に撮影する写真などを現地見分報告書(仮称)という形で原告側がまとめ、これを証拠提出することで裁判上の記録にも残ります。被告国側の代理人は期間短縮を強く求めていたところですが、裁判官は、弁護団が実際現地に赴き丁寧に作成したスケジュールを尊重し、2日間をかけて津島地区を見分するという意見に至りました。

もう一つは、まだまだ主張反論は続くところですが、いよいよ第1審の判決を見据え、



来年1月に人証（本人尋問や専門家証人の尋問）を実施すべく、今年11月の期日までに主張の取りまとめや専門家証人の意見書を提出できるように準備することが確認されました。

いよいよ津島原発訴訟第1審も大詰めを迎えています。これから皆様の思いを陳述書という形でまとめて裁判所に届けることとなります。第1審ラストスパートからの参加ですが、津島を取り戻すべく、皆様と協働していく所存です。

第13回裁判集会の報告

弁護士 西沢 桂子



こんにちは。第13回裁判期日では、裁判集会を担当しましたので、その様子を報告いたします。

5月後半ともなると、郡山はすでに初夏の陽気です。強い日差しの中、まずはいつものとおり、駅前での街頭宣伝活動からスタートです。

私は、いつも馬場績さんが演説をするヨドバシカメラ側にいるのですが、原告団も弁護団も、チラシの配り方のコツをだいぶつかんできました。その甲斐あって、チラシを受け取ってくださる方はたくさんいらっしゃり、「どんなことやっているんですか?」「私も原発には反対だから、頑張ってる。」などと声をかけていただくこともありました。最近、避難者バッシングが強くなってきている向きもありますが、他方で、応援してくださる方もたくさんいます。本当に心強い限りです。



裁判集会では、弁護団から、本年3月22日に下された福島地裁いわき支部での避難者訴訟判決の説明（広田次男弁護士）、責任論についての原告ら第42・43準備書面の解説（西沢）、損害論についての原告ら第44準備書面の解説（岡崎慎子弁護士）を行いました。原告意見陳述は、窪田美智代さん、末永一郎さん（代読：佐々木茂さん）にお願いしました。

さて、ここ数回、裁判が終わった後に行われる進行協議期日が長時間にわたっています。その主な理由は、津島での現地検証をやるか否か、やるとしてどのぐらいの日程で行うかということについて、非公開の場で裁判官、原告代理人、被告らとの間でざっくばらんに意見を出しながら議論していたからです。そして前回までは、裁判官も被告らも「(何回も津島に行くのは大変だから) 検証をやるなら一日でやってくれ。」とっていました。しかし今回、検証班のリーダーである山田勝彦弁護士が「原告らが出している二日間の日程は、原告団・弁護団で何度も現地に行って検討を重ねてきた結果である。一日で津島を回りきるのは到底不可能である。」と「吠えた」（これは進行協議に出席していた別の弁護士からの報告です）そうです。そして、その熱意に裁判所も応え、9月27日、28日の2日間にわたって裁判所が現地に行くことを決定しました。裁判長である佐々木健二裁判官は、「今の裁判体で現地検証に行くのであれば、判決も我々が書く。」と言っている熱意ある裁判官です。そのためには、私たち弁護団・原告団も急ピッチで、検証や、専門家証人・原告本人の尋問手続きの準備を行わなければ



いけません。裁判はますます本格化していきます。今後も、原告団・弁護団全員の力を合わせて乗り切っていきましょう。

第14回口頭弁論期日の報告

弁護士 嶋田 久夫



平成30年7月20日、第14回目の裁判が行われましたので、その報告をいたします。

当日は、これまでと同じく、原告の方の意見陳述と、当日までに裁判所に提出した主張書面の概要について代理人の弁護士が説明を行いました。

原告の意見陳述は、武藤宗雄さんと三瓶早弓さんのお二人が行いました。武藤さんは、戦後、津島地区の赤字木に入植し、奥さんと二人で雑木林を切り開き少しずつ農地を増やし、やがては、専業農家として、米作と葉タバコの栽培、それにリンゴの果樹園を手がけるようになりました。後継者の長男も両親と力を合わせ、宝物の農地を守ってきたのです。奥さんと裸一貫で開墾してきた思い入れの強い土地から追い出されるように避難し、未だに帰ることができないことの無念さを、武藤さんは法廷で述べました。



もう一人の意見陳述者の三瓶さんは、本件事故時に成人式を終えたばかりの方です。本件事故後、三瓶さんも父親も家族と別れて一人暮らしをするようになりましたが、三瓶さんは、そのときの寂しさや不安などについて話をしました。一人暮らしを始めてから、三瓶さんの出身地が津島であることが分ると、周囲の人たちから好奇の目で見られることから、津島出身であることを隠さざるを得ない生活から早く抜け出せるようにして欲しい、と言うのが三瓶さんの訴えでした。



主張書面の説明は、まず、大塚弁護士が、放射線量低下請求の根拠について述べ、私と澤藤弁護士が、被告国の準備書面に対する反論について、さらに、永山弁護士が被告東電の準備書面に対する反論について述べ、最後に、大木弁護士がデータ改ざん、事故隠しなどを行ってきた被告東電の悪質性について行いました。

法廷における以上のようなやり取りを終えて、その後、別室で行われた進行協議では、9月に2日間にわたって行われる津島地区の現地見分について、当日における手順、段取りなどの細かな点について、裁判所及び原告・被告間で確認と話し合いが行われました。



第15回口頭弁論期日の報告

弁護士 江口 大三郎



平成30年11月30日、福島地方裁判所郡山支部において、津島原発訴訟の第15回口頭弁論が行われました。

当日は、原告2名による意見陳述と、弁護士2名による主張書面の説明が行われました。

今回、意見陳述を行った原告は、三瓶實次さんと武藤晴男さんのお二方です。

三瓶さんは、相馬藩のころより代々にわたる津島地区出身であり、地域住民の方々の付託を受け、平成5年4月から浪江町議会議員となり、以降6期24年間にわたり、その務めを果たしてきた方です。事故直後、自身が避難生活を余儀なくされる状況にあり



ながらも、町議会議員として他の避難者の支援のために奔走したこと、その後、同地区出身の同町議会議員である馬場績さんと相談し、超党派団体である「原発事故の完全賠償を求める会」を発足させるに至ったこと等の経緯につき、三瓶さんは法廷で述べました。事故被害者に対する中央政府及び東京電力の対応を黙認しては、津島地区の復興が叶わず、やがて次代には地域ごと消滅し

てしまいかねないという危機感、そして、復興を阻む現状を打開して行くため地域住民にとって納得のできる司法判断を仰ぎたいという希望を、三瓶さんは訴えていました。

もう一方の原告の武藤さんは、会社を経営する傍ら、高齢の両親に代わり農業も行うという、津島ではごく標準的な兼業農家として生活していた方で、現在、本訴訟の原告団の事務局長を務めています。今回の法廷において武藤さんは、取り分け、避難生活を余儀なくされるうちに亡くなった父母を悼んでいました。自らの両親が、避難後の生活環境の激変に堪えかね、心身を徐々に壊し、津島への帰郷を望むも、ついには避難先の仮住居で亡くなった経過を、武藤さんは胸中を絞り出すようにして訴えました。

主張書面の説明に当たっては、まず、戸川弁護士が、被告東京電力の準備書面に対する再反論について述べました。

次に、高橋弁護士が、原子力発電技術の専門家である佐藤暁さんの作成した意見書に立脚し、被告らが世界標準の知見をもって発電設備に然るべき保護措置を講じていれば事故を回避できたものである旨、説明を行いました。必定、この説明においては、難解な専門用語が頻出していました。高橋弁護士は、その都度に一言、当該専門用語について平易な解説を加えることにより、意見の内容が在廷者の方々にとって分かりやすくなるよう慮るとともに、逐一、専門用語の意味が調書(書記官が作る法廷でのやりとりの記録)に記載されるようにしていました。



【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子